

議 事 内 容

溝口専務	第 63 回常設審議委員会のご案内をしておりました時間となりました。 はじめに、5 月 28 日の理事会で、会長に伊万里市農業委員会の山口会長が、副会長に鳥栖市農業委員会の佐藤会長が就任されましたのでご挨拶をお願いします。
山口会長	(挨拶)
佐藤副会長	(挨拶)
専務理事	それでは開会に当たりまして、会長ご挨拶をお願いします。
会長	本日は、田植えの関係など農作業でお忙しい中にご出席いただきましてどうもありがとうございます。 今月 9 日に県選出の国会議員県内事務所を回りまして、要請活動を行ってまいりました。要請の内容は本日の議題の 2 番目に上げておりまして、各市町において実施していただいている「農業者との意見交換会」で出された意見も、全国的に集約され政策提案の中に反映されております。今後も、こういった形で国や県に農業者の声を届けていきたいと考えておりますので、各市町においては意見交換会を確実に実施していただきますようお願いいたします。 ところで、本日は午後から当会議の総会を開催するため、午前中の開催となりました。総会はコロナ対策のため、出席人数を大幅に減らして実施する予定としております。午後まで出席いただく方には長時間となりますが、どうぞよろしく申し上げます。
議長	それでは、ただいまから第 63 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務理事	本日は、審議委員の総数 19 名に対し 14 名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(前回の審議案件について、資料 1 により報告。)

議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第5条・11件のほか、「新たな時代の農業・農村の活性化に向けた政策提案について」を議題としています。
どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

議長 それでは、ただ今から議事に入ります。
議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長 それでは、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。
一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から、説明をお願いします。

議長 まず、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会から3件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-2、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内、第1種住居地域及び第1種中高層住居専用区域内に位置することから第3種農地と判断され、許可し得るに該当するため許可相当と判断しております。
整理番号5-3、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は街区（道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域）の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていることから第3種農地と判断され、許可し得るに該当するため許可相当と判断しております。
整理番号5-4、〇〇〇〇申請の残土処分場用地への一時転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であることから農用地区域内農地と判断され、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当するため許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号 5 - 5、〇〇〇〇申請の駐車場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断され、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えない場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号 5 - 6、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用において、申請地は都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域であることから第 3 種農地と判断され、許可し得るに該当するため許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号 5 - 7、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号 5 - 8、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから第 2 種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会から 2 件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号 5 - 9、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断され、周

辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-10、〇〇〇〇申請の残土捨場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-11、〇〇〇〇申請の駐車場及び事務所用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 農地法第5条関係11件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の残土処分場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	許可基準のところは3年間まで、転用期間の更新の検討は可能と記載されていますが、その後はまた更新するということですか。
〇〇農業委員会	現状では3年間で終了する計画だと聞いておりますけれども、3年間で終わらなかった場合は法律上延長は可能という意味で記載をしております。
〇〇委員	例えばここが3年間で一杯になってしまったとすれば、その後はどうするのですか。一時的に置いているだけだから違うところに持って行くのか、その辺りが分かりません。
〇〇農業委員会	説明の中で農地復元確約書の添付ありと話しましたが、一時転用ですので、残土を入れて高さを上げたうえで農地として復元されると聞いております。参考に15ページの航空写真を見ていただくと分かりやすいのですが、黄色で囲った申請地の南側に農地がありますが、ここは元々申請地のように荒廃した状況でして、残土を入れて農地に復元されております。同じような形で復元する予定と聞いております。
〇〇委員	ここに同時利用地4,257.81㎡とありますが、これは現に盛土をされたということなんでしょうか。

- 〇〇農業委員会 黄色で囲った申請地の中に農地以外に山林等も含まれておりまして、ここも一緒に盛土をするということでこのように記載しております。これからしていくこととなります。
- 〇〇委員 ここは現在のところはまだ申請に上がっていないということですね。これから開発するというのであれば。
- 〇〇農業委員会 同時利用地として一緒にやっていく予定です。ここは谷のようになっていまして、真ん中のところだけが農地になります。周囲が山林で、西側の方は少し土が入っているような状態になっていますけれども、ここは一部使われていたようです。今回土を入れるに当たって、同時に利用していくということになりましたので、その分まで含めての申請となります。
- 〇〇委員 左側は前に申請を上げていなかったというわけですね。
- 〇〇農業委員会 そうですね、ここは農地ではないので。
- 〇〇委員 農地であろうとなかろうと、やっていなかったということは事後申請になりますよね。始末書は取ったのですか。
- 〇〇農業委員会 こちらは農地以外の地目になっておりますので、先に開発をされていても始末書の案件にはなりません。
- 〇〇委員 分かりました。
- 議長 他にご質問等ございませんか。
- 委員一同 (意見・質問等なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 常設審議委員 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)

議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	平面図を見ると、パネルが3列しかないのですが、後に2次計画とか3次計画とかがあるのでしょうか。面積に対して申請の内容が少ないので。
〇〇農業委員会	土地の所有者との話し合いで分筆には一切同意しないということにして、高電圧ができないので低圧で行うため、パネルの枚数を増やすことはできないということです。また、下の方の茶の木を薄ら残すような形にして排水が急激に流れないように計画をされております。パネルは計画の288枚から今後増えることはないものと考えております。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にご質問等ございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の残土捨場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	教えていただきたいのですが、転用申請の理由の中に、農地を含んだ区域が適地であるため転用申請するものと記載がありますが、残土処分

	にあたっては農地を含んでいないと許可が下りないということでしょうか。
〇〇農業委員会	この区域が勾配とか傾斜が少なく排水関係にも問題がなかったため、畑は含まれておりますが他よりも適地だということで選定されたと聞いております。
〇〇委員	ここの表現が、農地を含んだ区域が適地というのではなくて、農地がありましたよという程度で書いてもらおうと意味が分かるのでそのようにお願いします。
〇〇農業委員会	分かりました。表現に気をつけたいと思います。ありがとうございました。
議長	他にご質問等ございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の駐車場及び事務所用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第5条関係11件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

専務理事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「新たな時代の農業・農村の活性化に向けた政策提案」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問等)
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
専務理事	ありがとうございました。 最後にその他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3、4により説明。)
専務理事	以上をもちまして、全ての本日の会議を終了いたします。 次回は7月15日、通常どおり佐賀総合庁舎で13時30分開催となりますので、ご予約をお願いします。

11時42分